



令和3年度

入学のしおり



枚方市立藤阪小学校

電話番号 050-7102-9156

Fax 072-868-0565

E-mail fujisaka-e00@city.hirakata.ed.jp

創立40周年 藤阪小学校 五つの誇り

校長 小林 一夫

今年度2月10日、本校は創立40周年の創立記念日を迎えます。本校に着任して早2年が経過している中で、私が感じた藤阪小学校の五つの誇りを紹介させていただきます。

まず、第一の誇りは本校が建つ地域は、校歌の一番にあります「緑が連なる交野山」、二番の「静かに流れる穂谷川」にあるように自然豊かな田園に囲まれ、一年を通して約20種類の野鳥がやってきます。

1980（昭和55）年の藤阪小学校建設に伴う発掘調査では、古墳時代を中心とした竪穴住居跡の遺跡が多数発見された藤阪南遺跡でもあります。

また、本校周辺は、北側には山田池公園、南側には大阪府の指定文化財「伝王仁墓」を擁する王仁公園があり、歴史的風土を兼ね備えた地域で、緑が多く、明るく落ち着いた雰囲気の大変恵まれた教育環境があります。

「昭和56年4月1日、田口山小学校・菅原小学校より分離し、今年で創立40年目を迎え、卒業生は約1万2千人を越す多くの人材を輩出しています。

第二の誇りは、本校の校訓である「一、明るく元気な子 一、よく考え行動する子 一、思いやりのある子」のもと、基本的人権の尊重を教育活動の基盤に据え、㊦「深く考える子どもの育成」、㊧「自分の思いを伝えられる子どもの育成」、㊨「やさしい思いやりを持つ子どもの育成」、㊩「輝く瞳を持つ子どもの育成」をめざすことに力を注ぎ、子どもたちはすくすくと成長しています。

第三の誇りは、毎朝の各地区児童会を中心に集団登校し、地域の方々の「朝の挨拶運動」・「見守り活動」等、地域との連携・協力によって子どもたちは守られ、安心・安全のもと、楽しく充実した学校生活を送っています。

第四の誇りは全教職員の温かい、前向きな姿勢です。学びが成立するには、学習環境が整っていないければなりません。信頼できる仲間がいて、落ち着いた環境の中で、高い価値を求める集団づくりをめざしています。もちろん、550人近く児童がいると、家庭環境も能力も意欲等も様々ですが、本校の児童として、同じ仲間として、絶対見放さず、見捨てず、学習指導でも、生活指導でも、理解できるまで、納得がいくまで何度でも関わるスタンスで臨んでいます。

第五の誇りは、地域・保護者の方々が本校の教育活動に大変理解があり、地域全体で藤阪小学校生を育てようという「我が地域の自慢の学校」という意識が大変強固なものがあります。

このような素晴らしい教育環境下で藤阪地域の未来の宝である子どもたちと日々楽しく、元気に過ごせる私たち教職員は教師冥利に尽きません。これから先、依然コロナ禍の中での教育活動になりますが、感染防止対策には徹底して取り組み、今できることを精一杯力を尽くして参ります。今後とも、どうぞよろしくごお願い申し上げます。

目 次

[1] 学校の概要	4
[2] 本校教育活動の基本方針	4
[3] 入学までに	4
1 基本的生活習慣	4
2 準備するもの	5
教科書について	5
給食の身支度について	6
3 お願い	6
[4] 入学当日について	6
[5] 入学式後のことについて	6
[6] 集団登下校について	7
[7] 学校のきまりについて	7
[8] 児童の安全確保について	8
校門の施設と安全監視員	8
ネームプレート	8
防犯ホイッスル・防犯ブザー (PTA)	8
こども110番の家・青パト・こども110番タクシー	8
PTA子ども見守り運動	8
子ども見守り隊	8
交通専従員・交通指導員	8
台風等接近時の措置	9
事件事故等緊急の連絡時の体制について	9
学年別標準下校時刻 (令和元年度)	10
[9] 事務室より	10
1. 学校徴収金について	10
(1) 毎月の諸経費	10
(2) ゆうちょ銀行の口座手続きについて	11
(3) その他	11
2. 就学援助制度について	11
3. 転校や転居の手続きについて	11
[10] 学校給食に関すること	12
・学校給食の役割　・学校給食の栄養　・給食費	12
・学校給食の内容	13
[11] 学校保健に関すること	14
(1) 保健室の役割	14
(2) 保健行事に関することについて	14
(3) 健康管理個人票について	14
(4) 児童期に感染しやすい感染症とその出席停止期間	14
[12] 学校などでの事故について	15
1 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付制度について	15 16
2 枚方市学校園安全共済会の災害共済制度について	17
[13] 相談機関	18
[14] 校区図	19
[15] 通学路	19
[16] 年間行事	20

個人情報の取り扱いについて

児童・保護者からお預かりした個人情報につきましては、適正に保管し、学校教育等の目的外では使用いたしません。また、保管の必要がなくなったときは、速やかに廃棄または返還いたします。

〔 1 〕 学校の概要

- (1) 所在地 枚方市藤阪南町1丁目40番1号 (〒573-0156)
Tel 050-7102-9156 Fax 868-0565
E-mail fujisaka-e00@city.hirakata.ed.jp
Homepage <http://www.city.hirakata.osaka.jp/site/sub-site/> (枚方市ホームページ内)
- (2) 創 立 昭和56年4月1日 枚方市立田口山小学校、菅原小学校より分離開校
※創立記念日は2月10日(児童は休みです)
- (3) 校 区 長尾谷町3丁目(1番を除く)、藤阪西町、藤阪南町1丁目、
藤阪南町2丁目、藤阪南町3丁目、藤阪元町1丁目、藤阪元町2丁目、
藤阪元町3丁目、藤阪天神町、山田池南町(1番から13番までを除く)、
王仁公園(2番を除く)
- (4) 児童数、学級数、教職員数(本年1月現在)
児童数 547名
学級数 23学級【支援(なかよし1・2、すくすく、のびのび)学級含む】
職員数 35名

〔 2 〕 本校教育活動の基本方針

小学校教育は、人間形成の基礎的な場であり、将来の平和的な国家及び社会の形成者として、国際社会に生きる力をもった児童を育む場として重要な意義をもっている。

人権尊重の精神を培うことを基本におき、知・徳・体の調和的な発達をはかることによって豊かな人間性の基礎を培い育てるため、目指す子ども像を次の様に定める。

【めざす子ども像】

- (1) 明るく元気な子
- (2) よく考え行動する子
- (3) 思いやりのある子

【教育目標】

- い 深く考える子どもの育成
- じ 自分の思いを伝えられる子どもの育成
- さ やさしい思いやりを持つ子どもの育成
- か 輝く瞳を持つ子どもの育成

〔 3 〕 入学までに

1 基本的な生活習慣 規則正しい生活のリズムを!

- (1) 就寝・起床 ・早寝(9:00前)・早起き(7:00前)の習慣をつけておく。
・睡眠は十分にとらせる。(10時間程度)
・朝は自分で起きられるようにしておく。
- (2) 食 事 ・朝食は余裕をもって、必ず食べさせる。
・一定時間内に食べられるようにしておく。(給食の場合20~25分ぐらいです。)
・偏食(牛乳、野菜嫌い等)をなくし、食事の基本マナーを身につけておく。
- (3) 身仕度 ・衣服の着脱、洗顔、歯磨き、排便(和式便所)等が一人でできるようにしておく。(流れたかを確認してから離れる。)
・衣服・身の周りの片付けができるようにしておく。
・つめは切っておく。
・ハンカチ、ティッシュペーパーは、必ず持ってくる。

- (4) あいさつ
- ・名前を呼ばれたら、「はい」の返事ができるようにしておく。
 - ・「おはようございます」「ありがとう」「ごめんなさい」「さようなら」などのあいさつができるようにしておく。(日頃の家庭での習慣が大切です。)

2 準備するもの

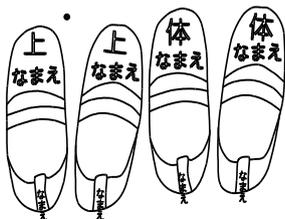
持ち物すべてに、見えやすい所に大きくひらがなで記名を！

※色鉛筆やクレパス等は、現在使用中のものに補充していただいて結構です。

筆記用具は、シンプルなものにして下さい。キャラクターや香りなどに気をとられ、勉強に集中できないこともあります。

- ・黄帽子、名札、交通安全ワッペン(入学式当日配布)
- ・カバン(ランドセル、ショルダーバッグ等背負えて両手があけられるもの)
※慣例でほとんどの皆様がランドセルを準備されておりますが、学校として規定はしておりません。
- ・筆箱(シンプルなデザインのもの。缶ペンや袋状のものは避けてください。)
- ・鉛筆4B~2B(4~5本)、赤鉛筆(1本)
- ・色鉛筆(12色で100円均一のもの・クーピーは使用しない。)
- ・クレパス(16色。クレヨンは不可)、クレパス用ガーゼ(布)
- ・消しゴム(よく消えて、白い直方体のもの) ・15cmのものさし
- ・下じき ・カッター付きセロテープ
- ・折り紙(30枚。ジップロックのような袋に入れてください。)
- ・のり(つぼ入り) ・はさみ ・スティックのり(固形のもの)
- ・鍵盤ハーモニカ(今までに使っていた物があれば、音が出るか確認して、使用して下さい。ない場合は学校でも購入可能です。)
- ・粘土板(今まで使っていた物があれば、使用して下さい。)
- ・ろうきん2枚(ろうきんには2枚とも記名の必要ありません)

※ノート等は、学校で所定のものを使用することがありますので、学校から連絡があるまでは、購入しないでください。



名前は、甲とかかとの2カ所を書いて下さい。

- ・体操服 白の丸首半そで(冬は、長袖でも可)、半ズボン(紺・膝上まで)、赤白帽、袋(体操服を入れるもの)
- ※冬季は上からフードやファスナーのないシンプルなトレーナーを着用してもかまいません。体育の時間はタイツ、レギンスなどは着用しません。
- ・ナフキン・ビニール袋とそれを入れる袋
- ・給食当番エプロン・帽子・マスクとそれを入れる袋(4月15日から使用)
- ・くつ(スック製のひもでないものが望ましい。自分で結べるようになってから。)
上ぐつ(白が主体「上」と書く)と袋
体育館シューズ(白が主体「体」と書く)と袋
- ・服装は、運動しやすいもの。

教科書について

授業で使用する教科書は無償で給付されます。(費用は国が負担しています。)ただし、紛失等の場合は家庭で購入していただくことになります。1・2年、3・4年、5・6年と2年つきで使用する教科書も増えていますので、お気をつけください。

〈取扱書店〉

野村呼文堂書店
アイアイ書店

京阪電車枚方市駅ピオルネ付近
京阪電車星丘駅近く等で取り扱っています。

※ 教科書は入学式当日にお渡しします。代金はいりません。ノート等の学用品の購入については、学校指定のものを使用することがあります。詳しくは、入学後お知らせしますので、事前に個人で買わないでください。

給食の身支度について

本校では、給食当番用のエプロン・帽子・マスクにつきましては、個人で用意していただくようお願いしています。

〈用意していただくに当たってのお願い〉

家庭で用意していただくエプロン・帽子は、白を基調とし、エプロンは袖のあるものをお願いします。前ボタンのものが使いやすいでしょう。エプロン・帽子・マスクを入れる袋には、わかりやすい場所に記名をお願いします。

＜ 参 考 ＞

{取扱業者} 学校の指定ではありません。

アルプラザ、マルヒロ（スーパーイズミヤの斜め向かい）等で取り扱っています。

3 お願い

- ・治療を要する病気は治しておいてください。
- ・学校からの配布物には必ず目をとおしてください。

〔4〕 入学式当日について

- (1) 受付は、午前9時20分から9時40分まで、集中下足室（教室棟1階）で行います。児童は名札をもらって胸につけ、教室に入ります。保護者は体育館に入ってください。※尚、新型コロナウイルス感染防止対策においても、一家庭一名様のご列席と限定させていただきます。
- (2) 体育館には、9時50分までにお入りください。（式を含め、午前中に終了予定です。）
入学式は、4月6日（火）午前10時より、体育館で行います。
- (3) 組分けは、当日、集中下足室前に掲示しますので、確認して下さい。
- (4) 入学式当日は、上履（保護者用、児童用）と手提げ袋（配布物を入れる）をご用意ください。
- (5) 当日欠席の場合は、必ず午前9時までにご連絡下さい。（TEL 050-7102-9156）
- (6) その他 ①自動車でのご来校は、ご遠慮ください。駐車場はありません。
②保護者用の名札を着用してください。（入学説明会で配布します。）
③指導上配慮を要する事柄がある場合は、必ず入学式後担任までお申し出ください。

〔5〕 入学式後のことについて

- (1) 心配ごとのある方は、担任に相談してください。
- (2) 学校は、4月8日（木）が始業式です。
3月中に集団登校班の集合場所、集合時刻、班長名等について、地区の上級生がお知らせを届けますので、よく確かめてください。もし、通知が届かなければ学校まで問い合わせてください。
- (3) 入学後は、生活のリズムが変化します。健康には特に注意してください。
- (4) 学校へは必要なもの以外は持たせないようにしてください。
- (5) 欠席、遅刻、早退の時は、必ず連絡帳で担任まで届けてください。ご家庭の事情で通常の下校時刻より早く帰宅させたい場合は、連絡帳にその理由を書いて、必ず迎えに来てください。電話での連絡はおひかえください。
- (6) 授業参観・懇談会には、ご来校の上、学習や生活の状況をごらんください。

- (7) 給食は、4月15日(水)から始まります。
留守家庭児童会へ入会される方は、お弁当等について事前に留守家庭児童会指導員と連絡をとっておいてください。(留守家庭児童会 TEL 856-4100)
- (8) 2年生に進級するときは、原則としてクラス替えを行います。
- (9) PTA 活動などで知り得た電話番号等、個人情報の管理にご注意ください。
同級生の親、PTA 役員、学校の職員、宅配業者などをかたり、保護者の留守に児童から他の児童の電話番号を聞き出そうとする悪質な不審電話が後を絶ちません。
電話番号を教えないよう、児童と話し合っておいてください。
- (10) その他、学校のことでわからないこと等があれば、直接学校へお申し出ください。
藤阪小学校入学予定者で、本校への入学を変更される場合は、できるだけ早く、藤阪小学校(050-7102-9156)と教育委員会学務課(050-7105-8043)までご連絡ください。

〔6〕 集団登下校について

本校では、地区ごとに集団で登校します。学校到着時刻(8時05分~20分)に合わせて、各地区の班ごとに集合場所に集合します。集合時刻に遅れないよう、また早過ぎないように、そして忘れ物などないように各家庭から送りだしてください。集団下校は、2か月に一回程度行います。集団下校の付き添いのご協力をお願いします。

入学当初の下校は、地区単位で担任付き添いのもと、グループで下校します。およその帰宅時刻をお知らせしますので、各家庭でお待ちください。

〔7〕 学校のきまりについて

- ①登校時刻は、午前8時05分から午前8時20分を目安とします。
- ②最終下校時刻は、4時です。
- ③集団登校の途中や登校してからは、忘れ物を取りに帰りません。
- ④学校に不要なもの(カード、ゲーム、お金等)は、持ってきません。
- ⑤校舎内では、ろうかの右側を通り、走りません。
- ⑥校門や玄関の近くでは遊びません。
- ⑦校舎外は、下靴で出ましょう。
- ⑧下校後、学校に忘れ物を取りに来るときは、保護者と来ます。
- ⑨自転車に乗って学校に来ません。(放課後も含む)
- ⑩放課後、遊びに来るとき、お菓子を持ってきません。
- ⑪放課後、一度帰宅した後、遊びに来たときの下校時刻は、夏(4月から9月)は午後5時00分、冬(10月から3月)は午後4時30分を目安とします。(暗くなる前に帰宅します。)
- ⑫バットや野球のボール(硬球は禁止)は使用できません。
- ⑬子どもだけで校区外には行きません。
- ⑭登下校や外出時には、防犯ホイッスルと防犯ブザーを持って出ます。
- ⑮その他



◎頭髪・服装(染髪、ロングスカート、ルーズソックス、厚底靴、ピアスなどのアクセサリなどは好ましくないと考えています。)を整え、運動のしやすい靴で登校します。

◎ろう下では遊びません。

◎一輪車等は、決められた場所で遊びます。

☆最終下校時刻の後は、学校の建物に入りません。

〔8〕児童の安全確保について

校門の施錠と安全監視員

枚方市では、児童の安全を確保するため、校門を施錠し、児童在校中は安全監視員をおいています。（午前中は、PTAや地域の方。）

藤阪小学校においても、朝、児童の登校時を除き、原則として全ての門を施錠しています。ご来校の際は、ご面倒ですが、インターホン又は安全監視員にPTA配布のネームプレートを提示し、用件を告げて入校してください。ネームプレートを忘れられたときは、安全監視ボックス受付で記名し、来校者用ネームプレートを受け取ってつけてください。

ネームプレート

各家庭にはネームプレート（PTAより）を2枚配布します。名前をご記入のうえ、ご来校の際は必ず持参し、校内では見える所につけてください。プレートは、転出されるときや最後のお子様卒業されたときに、担任までご返却ください。ネームプレートを忘れられたときや授業参観などに3人以上でお越しの時は、校門の安全監視員に申し出ただけければ、来校者用ネームプレートをお渡ししますので、お帰りの際、お返し下さい。ネームプレートをつけておられない場合、職員が声をお掛けすることがあります。

防犯ホイッスル（学校）・防犯ブザー（PTA）

学校では、子どもたち全員に、登下校や家の外へ出る時は、枚方市学校園安全共済会より配布された防犯ホイッスルを携帯するよう指導しています。また、PTAでは防犯ブザーを配布します。紛失したり、破損した場合は職員室において、450円でおわけしています。

こども110番の家・青パト・こども110番タクシー

校区には、写真のような「こども110番の家」の旗を見かけます。子どもたちが危険に遭遇した時に、助けてくださるお家です。ご自宅の近くや子どもがよく遊ぶ場所、よく通る道などで子どもさんと一緒に旗を確認しておいてください。また、普通の乗用車の屋根に青い回転灯をつけた青パトが校区をパトロールしています。青パトには地域のボランティアの方が乗って見守ってくださっています。さらに、町を走るタクシーにも写真のようなステッカーをつけたタクシーが走っています。子どもが危険な場面に遭遇していると直感した時は、子どもを救助したり、無線機で通報したりして子どもたちを守ってくれます。



PTA 子ども見守り運動

PTAでは、会員全員に買い物や散歩、学校への行き帰りなどにつける腕章を配布し、全ての会員による見守り運動を実施しています。また、月一度の集団下校において、付き添い下校を実施しています。

ご協力をお願いします。

子ども見守り隊

本校校区には、地域の皆様やPTA会員が登録して「子ども見守り隊」を編制し、時間や都合の許す範囲でボランティア（無償）として、子どもたちの登下校時に、各地域のポイントに立ち、登下校の安全指導や登校班の付き添い、校区のパトロールなどの子どもの見守り活動をしていただいています。保護者の皆様の積極的な参加をよろしくお願いいたします。

交通専従員・交通指導員

子どもたちの登下校時に交通量の多い交差点に立ち、子どもたちの安全を見守っています。

台風等接近時の措置

1 午前7時現在

枚方市に

特別警報が発表されているときは、**臨時休校**。

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が発表されているときは、登校させないで**自宅待機**。

2 午前9時現在

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が解除されたときは、第2校時より授業を行います。

(平常の集合時刻より1時間20分あとに集合して集団登校。学校給食はありますので、下校は平常通りです)

いずれかが発表中の場合は、引き続き**自宅待機**。

3 午前10時現在

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が解除されたときは、第3校時より授業を行います。

(いつもの集合時刻より2時間20分あとに集合して集団登校。学校給食はありませんので、午前中授業で下校します。) いずれかが発表中の場合は、**臨時休校**。

4 登校後

枚方市に

特別警報が発表されたときは、原則として学校待機とし、状況によって教育委員会と連携して対応します。

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が発表されたときは、地区ごとに教師引率のもと、集団下校をします。

事件事故等緊急の連絡先の体制について

「枚方市のメール配信システム」を活用する予定です。入学後案内いたします。

緊急レベルを設定

※緊急性については、教育委員会、警察等の情報を基に近隣の学校とも連絡をとるなどし、学校が総合的に判断します。

- 緊急レベルⅠ…市内や近隣地域の不審者等の情報であるが、緊急性や危険性が低いと考えられる場合。
- 緊急レベルⅡ…市内や近隣地域の信頼性の高い情報であり、緊急性や危険性がやや高いと考えられる場合。
- 緊急レベルⅢ…発生や、発生の可能性が学校及びその周辺であり、緊急性や危険性が非常に高いと考えられる場合。

下校時の対応について

緊急レベル	学校での児童への対応	ご家庭への対応
緊急レベルⅠ	不審者に対する注意の喚起をし、クラスで帰る方向の同じ児童でまとまって下校します。	連絡は特に流しません。 必要に応じPTA本部等に連絡する場合があります。
緊急レベルⅡ	不審者に対する注意の喚起をし、必要な場合は、帰る方向の同じ児童でまとまって下校したり、学年で一斉に下校します	通常は連絡は流しません。 但し、危険度がかかなり高いときはメール配信システムで情報を流し、さらに自宅前等での児童の見守りをお願いする場合があります。
緊急レベルⅢ	不審者に対する注意の喚起をし、 <u>校内一斉の集団下校をします。</u> (教職員による引率)	メール配信システムで連絡を流します。 ご家庭にいらっしゃる場合は、子どものお迎えをお願いします。必要に応じ、関係団体(PTA、見守り隊等)にも協力を依頼します。

※レベルⅢの場合など学校の電話は、関係機関との連絡等でまぼろさがってしまいます。

※上記対応は、事件事故の種類により異なります。

○不審者情報に対しては、それがどこから発信されたものなのかを確かめるなどの注意が必要です。情報の取扱いによっては、犯人を刺激したり、警察の捜査の妨げになる場合もあります。「子どもの安全・安心の確保」のためには冷静な判断が求められます。

○緊急の場合は授業をカットすることもあります。お家が留守の場合のことも想定し、下校後のことについてお子様とよく話し合っておいて下さい。また、ご近所との協力体制も大切です。(例えば、保護者が帰ってくるまで、子どもを見てくれるお家を確保しておく等。)

※一般的な不審者情報等は、個人で「大阪府警察安まちメール」や「eひらかた安心ネット」をご利用ください。
 大阪府警安まちメール 配信登録 touroku@info.police.pref.osaka.jp
 eひらかた安心ネット 枚方市ホームページから入って下さい。

学年別標準下校時刻（令和2年度）

	14：30頃	15：20頃
月	1～3年	4～6年
火	1年	2～6年
水	全学年	
木	1・2年	3～6年
金	1～2年	3～6年

※3～6年生は、年に10回、水曜日が6時間授業です。(2020年度。変更になることがあります)

※この標準下校時刻は、令和2年度のものです。

〔9〕 事務室より

1. 学校徴収金について

藤阪小学校では給食費、学年費、PTA会費等の学校徴収金をゆうちょ銀行口座を利用した口座振替で徴収しております。

(1) 毎月の諸経費

諸経費の毎月の納入は次の通りです。(令和2年度予定)

- ・給食費 3800円 (8月を除く11ヵ月)
- ・PTA会費 1家庭200円×12ヶ月(兄弟姉妹が在籍している場合は上の学年で徴収)
- ・学年費 個人に還元できる教材等を購入します。

※ H31年度の1年生の年間徴収予定額は下記の表のとおりです。

昨年度は、コロナ感染症の影響で徴収金額に変動があったため、一昨年の徴収額を掲載しております。

1年生は年度当初の購入物が多いため5月の学年費は多めに設定されています。

(参考)

振替月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間計
PTA会費	600	300	300	0	600	300	300	300	300	600		3,600
給食費	7,600	3,800	3,800	0	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	41,800
学年費	4,000	2,400	2,000	0	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000			18,400
その他		市安全共済会会費等→		0	760							760
振替金額	12,200	6,500	6,100	0	7,160	6,100	6,100	6,100	6,100	4,400	3,800	64,560

(2) ゆうちょ銀行の口座手続きについて

納入方法はゆうちょ銀行口座振替を原則としていますので、ご協力ください。
どちらのゆうちょ銀行でも手続きは可能です。

- ゆうちょ銀行の口座をお持ちの方
お手持ちの通帳をお使いいただけます。
通帳と一緒に、別紙「自動払込利用申込書」をお近くのゆうちょ銀行に直接提出してください。
- ゆうちょ銀行の口座をお持ちでない方
新規開設をお願いします。その際に「自動払込利用申込書」を提出してください。
できるだけ保護者名義の普通貯金口座でお願いいたします。
(開設には使用する通帳の印鑑、本人確認書類等が必要です。詳しくはゆうちょ銀行にてご確認ください。)

※兄弟が在学の場合は、同じ口座を使用できますが、ゆうちょ銀行への「自動払込利用申込書」の提出は一人につき一枚必要です。

(3) その他

- 振替は、5月からの予定です。(5月は4・5月分の振替となります)
- 振替手数料がお一人につき10円かかります。
- 振替日は4月にお知らせいたします。
- 月々の納入金は毎月お手紙や学年だより等でお知らせいたしますので、振替日の前日までに入金をお願いします。
- 振替できる金額は当月分のみです。残高不足等で振替出来なかった場合は、指定日までに現金で納めて頂きます。

※できる限り児童が学校に現金を持って来ることのないように、口座振替による納入にご協力ください。

ゆうちょ銀行での振替手続きは、2月末日までにお願いします。

2. 就学援助制度について

枚方市では、経済的理由により就学が困難な児童、生徒の保護者に対し、学校でかかる必要な費用を援助しています。援助を希望される方は4月当初に配布いたします申請書をよくお読みになって、必要事項を漏れなく記入したうえで、期日までに申請をしてください。

※昨年度受給されていた方も毎年新たに申請が必要です。

3. 転校や転居の手続きについて

お子様の入学後、引越しが決まりましたら、必ず学校へお知らせください。

校区内、枚方市内、他市など、引越し先により手続きの順序や必要書類が異なります。

[1 0] 学校給食に関すること



新1年生は4月15日(木)から楽しい給食が始まります。そこでここでは学校給食について簡単に紹介します。

○ 学校給食の役割

給食は、成長期の子どもの身体の発育に必要な栄養をみたとともに、食育など教育の一貫としても重要な位置づけになっています。多くのなかまと同じ給食を食べ、会話をする中で深いつながりをつくります。

また、食物についての理解を深め、正しい食物の選び方やバランスのとれた食事の大切さ、食事が作られるまでの仕組みを知り、給食にかぎらず、社会は多くの人が協力してつくっていることを学びます。

○ 学校給食の栄養

国は、子どもたちの健康の増進及び食育の推進を図るため、学校給食における望ましい栄養量を“学校給食摂取基準”として示しています。枚方市の学校給食も、この摂取基準をもとに献立を作成しています。

《学校給食摂取基準》

	エネルギー Kcal	タンパク質 g	脂質 g	ナトリウム mg	カルシウム mg	マグネシウム mg	鉄 mg	亜鉛 mg	ビタミ				食物 繊維 g
									A μgRE	B1 mg	B2 mg	C mg	
1・2年	530	摂収エネルギー 全体の	摂収エネルギー 全体の	20未満	290	40	2.5	2	170	0.3	0.4	20	4
3・4年	650	13~20%	20~30%	20未満	350	50	3.0	2	200	0.4	0.4	20	5
5・6年	780			25未満	360	70	4.0	3	240	0.5	0.5	25	5

パン

★小麦粉使用量
低学年 50g
中学年 60g
高学年 70g

ご飯

★米使用量
低学年 65g
中学年 80g
高学年 90g

市販の牛乳と同じ成分無調整のものを使用しています。2019年度より、200mlの紙パック牛乳に変わりました。

牛乳

必要な栄養量が違うため、同じ献立で量を調整しています。中学年が基本で100%とし、低学年80%、高学年120%です。ただし、個数で割るおかずハンバーグ・切り身の魚・果物などは、全学年同じ量になっています。

おかず

枚方市全体が同一の献立で実施しています。使用する食材は品質が良く、安全性の高いものを一括購入しています。また、できる限り旬の食材を使用するようにしています。この食材を調理場で衛生的に子どもの口に合うように工夫し、調理しています。また、毎日残菜調査をして、献立作りや調理面の参考にするなど、子どもたちに喜ばれる給食にするよう、努力しています。苦手な食べものや、給食で初めて食べる食材なども出てくるとはありますが、全く口にしないのではなく、「まず一口食べてみよう」というように、ご家庭でもご指導いただければと思います。

○ 給食費

品名	1食あたりの単価	備考
主食	40円	パン 週2回 米飯 週3回
牛乳	50円	200ml(紙パック)
副食	140円	
合計	230円	

月額 3800円

※アレルギー等で、医師から牛乳を飲んではいけなく、パンを食べてはいけなくなどの指導を受けている方は、徴収金額が変わる場合があります。学校生活管理指導表をもとに、面談を行い対応を決定します。

※徴収された給食費は、全て食材費にあてられ、給食運営に必要な施設費、人件費、光熱費などは、枚方市で負担します。枚方市の決まりで、原則として給食費の返金はありませなく。ただし、月の途中での転出入や入院等で長期欠席に

なる場合、前もってご連絡いただければ、返金または減額徴収できるケースもありますので、必ず学校へご連絡をお願いします。(ご連絡がない場合は返金できません)

○ 学校給食の内容

【献立表】

月ごとに献立を各家庭に配布します。台所にはるなどして家庭の献立や偏食指導に利用ください。

【自分でできるように】

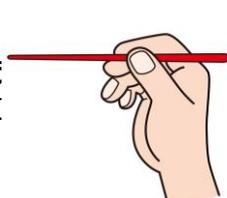
小学校の給食は、調理場から教室までも自分たちで運び、配膳から片づけまで全て子どもたち自身で行います。重いもの・熱いものも運び配膳しなければなりません。できるだけ、ご家庭でも、配膳の準備や片付けなどのお手伝いをさせて、自分で何でもできるようにご指導をお願いします。

【手洗いと清潔なハンカチを】

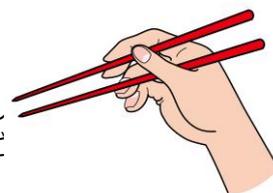
給食の前には、石けんでの手洗いを行います。きれいになった手を拭くために、清潔なハンカチ等を忘れずに持たせてください。

【おはしを上手に使えるよう】

給食では、おはしを使うことで食べる食べ方も学びます。



F、秋になると骨付きのさんまも出し
きも、おはしの持ち方や使い方など



上のはしは、鉛筆の持ち方と同じです。

下のはしは動かさず、上のはしだけ動かします。

★【食物アレルギー対応】

枚方市では、食物アレルギー対応マニュアルが策定され、どの学校でも同じ対応をするように決められています。調理場で調理する際に除去できる食材は、卵・うずら卵・乳・えびの4種類のみです。(除去食のみで、代替食等はありません)食物アレルギー対応が必要な方は、次年度の給食対応について、毎年、面談を行っています。また、入学後に食物アレルギーを発症された場合は、必ず学校へお知らせください。除去・欠食等、給食で配慮が必要な方には、「食物アレルギー対応確認用献立表」を毎月ご提出いただき、教室に掲示し誤食等の無いようにしています。

★【食物アレルギー調査票】

ご提出いただいた、食物アレルギー調査票で、食物アレルギーありの方は、今年度中に保護者の方と学校(管理職・養護教諭・栄養教諭等)で面談を行い、4月からの給食の対応を決定します。アレルギーとなる食材が、給食に使用される食材の場合は、「食物アレルギー対応確認用献立表」を毎月記入して、ご提出いただく必要があります。面談では、この献立表の記入方法などの説明がありますので、20分から30分程度お時間をいただきます。アレルギーとなる食材が、給食で使用されない食材の場合でも、アレルギーの状態などを確認させていただきます。(この場合は、電話等での確認のみになる場合もあります)

藤阪小学校の、新一年生アレルギー面談は、**3月2日(火)**と**3月15日(月)**の15時から17時で予定をしています。調査票を見て、面談が必要な方には、こちらから電話等で連絡をさせていただきますので、よろしくをお願いします。面談の際には、学校生活管理指導表(医師が記入)をもとに面談を行うことが原則ですが、コロナ禍において、受診を控えておられるご家庭もあると思いますので、今回は、必ずしも面談時に間に合いません。次回、受診されるときに記入してもらい、提出してください。



藤阪小学校には、給食を作る調理場があります。改修工事を終え、令和2年6月から新しい調理場での調理が始まりました。令和2年の8月からは、津田小学校の給食も藤阪の調理場で調理し、トラックで運んでいます。安全でおいしい給食を提供できるように、調理場職員も衛生管理に気を付け、心を込めて調理しています。

[1 1] 学校保健に関すること

(1) 保健室の役割

- ・体調がすぐれない時やけがをした時の救急処置（基本的にけがの処置は当日のみです。継続的な処置や、帰宅後・休日のけがの手当てはご家庭でお願いします。）
- ・健康診断、健康相談
- ・保健の資料調べや勉強をしたい時
- ・悩み事がある時



(2) 保健行事に関するについて

定期健康診断（4月～6月）…聴力検査、尿検査、心臓検診、内科・運動器・結核検診、眼科検診、耳鼻咽喉科検診、歯科検診
各種検査結果は「健康の記録」やプリントでお知らせします。
その他…身長体重測定(4月・9月・1月)、視力検査(4月・9月)、ブラッシング指導(秋)

(3) 健康管理個人票について

学校での生活指導の参考にさせていただくため、健康管理個人票に健康に関することをご記入ください。（用紙は入学式にお渡ししますので、始業式にご持参ください。）

心臓病、喘息、てんかんなどの病気やアレルギー等、気になっておられることは必ずご記入ください。

※連絡先の記入

けが、病気等でご家庭に連絡する場合がありますので、保護者の方につながる緊急連絡先を必ずご記入ください。お勤めの場合は、勤め先の電話番号のご記入もお願いします。（連絡先の変更等あった場合は、すみやかにご連絡ください。）

(4) 児童期に感染しやすい感染症とその出席停止期間

次の病気の疑いがある場合は、必ず医師の診察を受けてください。また、診断されましたら、速やかに学校に連絡し定められた期間学校を休んでください。欠席ではなく出席停止になります。**診断書等は不要です。医師の許可を得てから登校させてください。**

病名	出席停止期間
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日経過するまで
百日咳	特有の咳が消える、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療終了まで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺のはれが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹（三日ばしか）	発疹がなくなるまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主症状が消退した後2日経過するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで

学校保健安全法施行規則第19条

- ・条件によっては、出席停止の措置が必要と考えられる感染症
溶連菌感染症、手足口病、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症（肺炎等）、ウイルス性肝炎、感染性胃腸炎などは医師の指示に従う。

[1 2] 学校などでの事故について

1. 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度について

学校園管理下において負傷、疾病、障害、死亡の災害が発生したときに、医療費、障害見舞金（障害が残った場合）、死亡見舞金の給付を行う児童生徒園児のための国の公的共済制度です。

枚方市学校園としましては、加入を推奨しており令和2年度、藤阪小学校では全員加入しております。この災害共済給付制度への加入の意思を確認させていただきますので、4月に配布する「独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について」の同意書を期限内に提出をお願いします。

なお、年度途中での加入はできません。

★掛金 年間：小中学校は9,350円（保護者負担4,600円） 幼稚園は2,850円（保護者負担1,650円）

※保護者負担額以外は、市で負担します。ただし、生活保護世帯・就学援助受給者の児童生徒等は、掛金を全額国、市で負担します。

★給付対象・給付額（令和2年6月現在）

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分） ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの （・学校給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病）	
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区分される。）	障害見舞金 4,000万円～88万円 〔通学（園）中の災害の場合 2,000万円～44万円〕
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円〔通学（園）中の場合 1,500万円〕
	突然死 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000万円〔通学（園）中の場合 1,500万円〕
	運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円〔通学（園）中の場合も同額〕

★学校園管理下の範囲

授業中だけでなく、教育課程に基づいた学校園行事、遠足や修学旅行などの特別活動、部活動も含まれます。さらに休憩時間中、登下校中も対象となります。

★医療費請求の手続き

1. 医療機関で健康保険証等を提示し、受診します。医療費は保護者が一旦支払います。
2. 学校園から、「医療等の状況」と「口座振替依頼書」を受け取ります。
3. 医療機関で「医療等の状況」に記入してもらい、「口座振替依頼書」と一緒に学校園へ提出します。（ただし、ゆうちょ銀行は振込専用番号が必要となりますので、確認の上記入してください。）
4. 学校園から教育委員会を経由し、日本スポーツ振興センターへ請求します。（請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行います。）

5. 日本スポーツ振興センターで審査し決定された給付金を予め保護者に通知の上、指定の金融機関口座へ振り込みます。申請から給付まで2～3ヶ月かかります。

*災害の状況により、他の書類が必要な場合がありますが、その都度説明いたします。

***審査で対象外になることがあります。**

*同一災害で継続して治療を受けた場合、医療費の給付は、初診から治ゆするまでとなります。
ただし、給付期間は初診から最長10年間となります。

*給付事由が生じた日から2年間請求が行われなかった場合は、時効によって請求権がなくなります。

★センターの支給範囲は、健康保険法の範囲内で、200床以上の病院で他の医療機関の紹介状を持たずに受診された場合の各医療機関が定めた特別料金などは、給付対象外です。なお、針灸院の施術は、医師の同意書がある場合は、給付対象となります。

★生活保護を受けている方については、生活保護法による医療扶助が行われるため、日本スポーツ振興センターの医療費給付はありません。障害見舞金、死亡見舞金のみ給付されます。よって、同法適用の開始または廃止の際は速やかに学校までお知らせください。

※1 「医療費」とは、健康保険法に規定する医療保険並み診療に要した費用をいいます。

※2 公費医療助成（子ども医療、ひとり親家庭医療、障害者医療等の医療証）を使用された場合は、医療費総額の1割分と窓口負担された金額（1つの医療機関で1日500円を限度（500円未満の場合はその金額）として月2日まで負担）を日本スポーツ振興センターに請求することとなります。同医療証等を使用した場合は、必ず学校園に窓口負担額を申告してください。

★「学校でけがをしたときは」というカラーのプリントもご参考ください。

2. 枚方市学校園安全共済会の災害共済給付制度について

安全共済会は、枚方市PTA協議会独自の共済制度として、PTA会員の会費と市の補助金で運営している団体です。その運営には、PTA会員と学校の代表が関わっています。枚方市立の小中学校、幼稚園の管理下で災害（負傷・死亡）が発生したときに、災害共済給付が行われる児童生徒・園児のための共済制度です。また、小学校新1年生の黄色い帽子、登下校用安全旗などの子どもたちへの安全教育に関するものやマスク・消毒液などの感染症予防のための消耗品も安全共済会で配布しています。

★保護者負担の年会費 【小学生・中学生 300円 幼稚園児 140円】

ただし、小・中学校の要保護、準要保護家庭の児童・生徒は会費を免除します。



★災害共済給付金一覧（令和2年6月現在）

給付金の種類	給付の条件等	給付金額	
補填料	室料差額	治療上の必要を医師が認めた場合の室料差額 実費 【一日当たり上限5,000円×日数】	
	総医療費5,000円未満	総医療費5,000円未満の治療費 ※治療が完了している場合のみ ※初診は医療機関に限る ※医師の指示があれば接骨院や整骨院での治療費も給付対象	公費負担医療制度を利用 【自己負担額+総医療費の1割】 公費負担医療制度の利用無し 【総医療費の4割】
		公費負担医療制度無しで申請して給付金を受けた場合、後日に公費負担申請することはできません。二重給付が判明した場合は返金していただきます。	
	メガネ・コンタクトレンズ	身につけた状態で破損した場合 ただし、本人の過失及び第三者の故意による破損は対象外 教諭による破損状況の確認が必要	実費 上限は10,000円
	治療用装具	身につけた状態で破損した場合 ただし、本人の過失及び第三者の故意による破損は対象外 教諭による破損状況の確認が必要	実費 上限は15,000円
	特別初診料（特定療養費）等	必要に応じて給付する	
	歯冠補綴	医療機関が必要と認め、日本スポーツ振興センターの支給対象とならない保険外治療による歯冠補綴費用（中切歯から犬歯までの上下12本の範囲内で2本以下） 災害から歯冠補綴まで時間がかかることがあります。申請には受傷当初の書類のコピーの提出や、定期的な受診の証明が必要となります。	実費 1本につき一度だけ給付 上限は50,000円/本
タクシーその他の移送料	日本スポーツ振興センターの適用範囲の場合に、事故の当日、学校園長が緊急性を認めた場合のみ事故発生場所から最寄り医療機関までの往復に限る。		
医療貸付金	相当高額の医療費を必要とする場合等	理事会または審査委員会の審査による	
障害見舞金	障害等級は日本スポーツ振興センターの決定による	別途本会の定める金額	
死亡弔慰金	事故・病気・交通事故による死亡	100,000円（登下校時は半額）	

※給付金請求の手続き、必要書類の詳細につきましてはその都度説明いたします。

※審査で給付対象外となることがあります。

※すべての申請期限は、災害発生日より2年です。

※令和2年度の補償内容となります。

[1 3] 相 談 機 関

子育てや教育の問題で困った時や相談したい時は、いつでも学校にご連絡ください。また、以下の相談機関でも色々な相談にのっていただけます。困った時には一人で悩まず、是非学校や相談機関をご利用ください。

○児童相談所全国共通ダイヤル 電話 189 (24時間受付)

<学校がおこなっている相談>

○心の教室 (本校相談室で開室)

月に2~4回、学校で心の教室相談員が、保護者・児童・教員の相談を受け付けます。

※予約が必要ですので、教頭までご連絡ください。

○セクハラ・体罰・虐待相談窓口

教員・養護教諭 (保健の先生)・校長・教頭

<枚方市がおこなっている相談>

○子ども総合相談センター ととな (家庭児童相談担当)

子育て、親子関係、友人関係のことなど 18歳未満の子どもに関する様々な相談

月~金曜日 (祝日、年末年始除く) 9:00~17:30 面接相談は要予約

電話 050-7102-3221 FAX 846-7952

○保健センター 個別相談

心理相談員による発達や子育ての来所相談 (要予約)

月~金曜日 (祝日、年末年始除く) 9:00~17:30

電話 072-840-7221 FAX 072-840-4496

○枚方市教育委員会 子どもの笑顔を守るコール

・教育安心ホットライン 学校のこと、友達のこと、心配なことについて電話で相談

月~金曜日 (祝日、年末年始除く) 9:00~17:00

電話 072-809-2975

・いじめ専用ホットライン いじめのことについて電話で相談

月~金曜日 (祝日、年末年始除く) 9:00~17:00

電話 072-809-7867

<大阪府がおこなっている相談>

○すこやか教育相談24

24時間対応の電話相談窓口です (IP電話からはかかりません)

電話 0570-0-78310 メール sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp

○大阪府教育センターすこやか教育相談

・子どもからの相談 すこやかホットライン

電話 06-6607-7361

・保護者からの相談 さわやかホットライン

電話 06-6607-7362 メール sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp

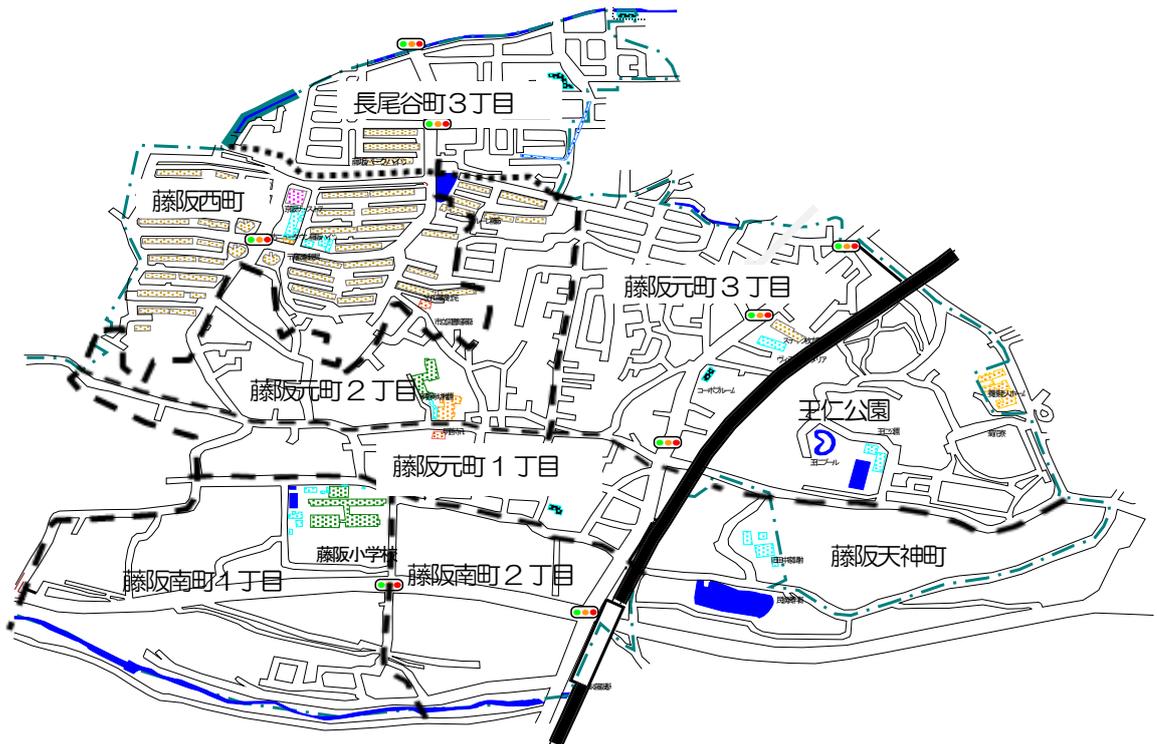
FAX (共有) 06-6607-9826

○大阪府警察本部

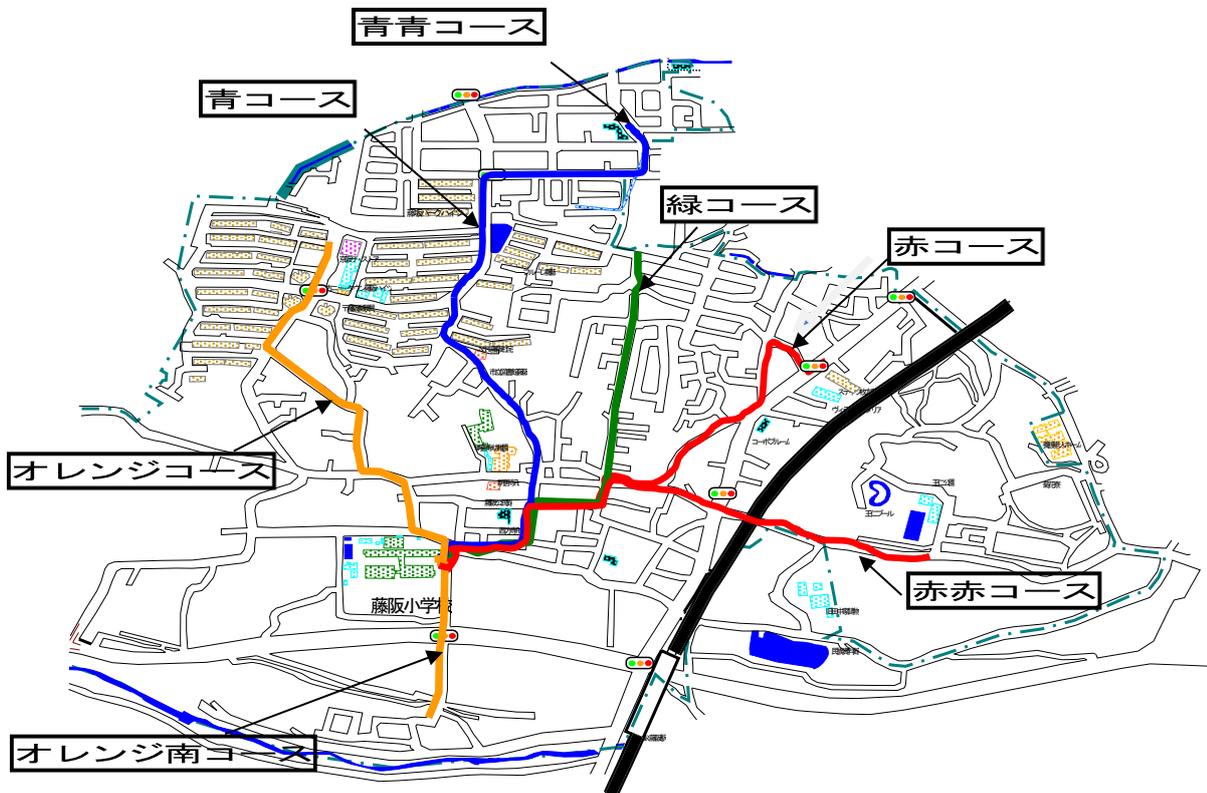
チャイルド・レスキュー110番

06-6943-7076 (24時間受付)

[1 4] 校区図



[1 5] 通学路 (オレンジ、青、緑、赤の4つのコースがあります。)



[1 6] 年間行事（平成31年度）

月	儀式関係	校外学習・集団的行事	社会人活用等 体験・交流行事	参観・懇談	PTA活動
4	入学式 始業式・対面式 離任式 家庭訪問		リコーダー講習会(3年)	学級懇談会 家庭訪問	委員選出 委員総会 運営委員会
5		春の遠足	火おこし体験(6年) パッカー車体験(4年) 地域高齢者との交流(4年) 交通安全教室(3年)	オープンスクール 土曜参観	運営委員会 予算総会 ピカピカデー
6		海洋センター宿 泊学習(5年)	田植え体験(5年) 校区探検(3年) 地域高齢者との交流(4年) じゃがいも掘り(2年) 歩行安全教室(1年)	授業参観 学級懇談会 宿泊学習説明会(5年)	運営委員会 給食試食会
7	終業式		非行防止教室(5・6年) 救命救急講習(6年)	個人懇談会	運営委員会
8	始業式				
9					運営委員会 ピカピカデー
10		秋の遠足	地域高齢者との交流(4年) 絵本のひろば(全学年) さつまいも掘り(1年) 稲刈り体験(5年) 誘拐防止教室(1年)	運動会 オープンスクール 懇談会 修学旅行説明会(6年) 土曜授業(芸術鑑賞)	運営委員会 中学校給食試食会
11		修学旅行(6年)	明善幼稚園との交流 (1・2年) 杉中見学会(6年) 伝承遊び体験(1年) 藤っこまつり(全学年)		藤小校区まつり 運営委員会
12	終業式			個人懇談	見守り活動反省会
1	始業式				運営委員会
2	入学説明会 創立記念日(2/10)	お別れ遠足(6年)	明善保育園との交流会 (3年) 田口山幼稚園給食体験 (1年)	土曜参観	運営委員会 決算総会
3	6年生とのお別れ会 卒業式(3/18) 修了式				見守り活動反省会

※例年夏休みは7月21日～8月25日です。令和3年度の日程については追ってご連絡を致します。

※「創立記念日」は、2月10日。全児童休みです。

※令和3年度の「卒業式」の日程は、追ってご連絡を致します。1年生～4年生は休みです。